

令和6年1月25日に公告した「配水管更新工事 第25号 [宇都宮市江曾島4丁目・江曾島5丁目 市道3595号線ほか6路線]」の一部を次のとおり改正したので、公告する。

令和6年2月5日

宇都宮市上下水道事業管理者 大竹 信久

設計図書中 頁17 3) 給水管分岐替工 1式当たり明細表欄中

「アスファルト塊運搬費 DID 区間有り 運搬距離 7.1 km m^3 26 第5号単価表」

を

「アスファルト塊運搬費 DID 区間有り 運搬距離 7.1 km m^3 26 第57号単価表」に改正する。

設計図書中 頁17 3) 給水管分岐替工 1式当たり明細表欄中

「積込 (ルーズ) 土砂小規模 (標準) m^3 19 第9号単価表」を

「積込 (ルーズ) 土砂小規模 (標準以外) m^3 19 第60号単価表」に改正する。

設計図書中 頁36 3) 給水管分岐替工 1式当たり明細表欄中

「殻運搬 舗装版破碎 8.0 km以下 m^3 0.2 第111号単価表」を

「アスファルト塊運搬費 DID 区間有り 運搬距離 7.1 km m^3 0.2 第57号単価表」に改正する。

設計図書中 頁62 仮設材調書表欄中

「水圧パイプサポート 1段 0.45~0.65 3.55 m」を

「水圧パイプサポート 1段 0.45~0.65 3.55 3.0 m 10.65」に改正する。

公告の 2 入札に参加できる者に必要な資格要件 その他について

「宇都宮市水道事業給水条例の規定に基づく給水装置工事の施工に関する有資格者であること。(指定給水装置工事事業者)」を追加する。